

## 提出資料3

### 「消防職員の団結権のあり方検討会」ヒヤリング 資料

消防職員ネットワーク  
会長 菅沼 宏之

1 消防職員の団結権保障を前提に検討をすすめていることに感謝いたします。

#### 2 消防職員ネットワークとは

日本中の消防職員が情報交流のできるようなネットワークづくりすることを目的とした、消防職員の自主的組織です。

- 1) ILO87号条約へのとりくみ
- 2) 国際人権規約へのとりくみ
- 3) 消防職場問題学習会を開催
- 4) 消防広域化問題のとりくみ

#### 3 団結権が保障の意義

- 1) 消防職場環境の改善に役立つ
- 2) 「安心・安全のまちづくり」
- 3) 「消防・救急・救助・防災」の専門分野でさらに活躍が期待

#### 4 消防職員委員会について

- 1) 消防職員委員会制度は運営の限界
- 2) 職員からの信頼がない

#### 5 団結権が保障されていないために裁判になった例

- 1) 東備消防組合本部では
- 2) 稲沢消防本部では

#### 6 今までの検討会を踏まえた意見として

- 1) 指揮命令系統の乱れはありません。
- 2) 現場のチームワークがより一層に強固になる。
- 3) 地域住民のための団結権保障

2007年4月1日

ILO事務局

ファン・ソマビア事務局長 様

日本自治体労働組合総連合  
中央執行委員長 駒場忠親

消防職員ネットワーク  
会長 菅沼宏之

## 日本国における消防職員の団結権保障問題に関する報告

### (報告の提出者)

日本自治体労働組合総連合（自治労連）は、日本の地方自治体に働く地方公務員労働者の産業別労働組合の一つで、日本の労働組合のナショナルセンターである全国労働組合総連合（全労連）に加盟しています。1989年11月に設立され、現在30地方組織に約21万人が加盟しています。自治労連には、地方自治体に働く、一般事務職、医療・看護関係、保育、清掃などの地方公務員労働者が組織されています。

消防職員ネットワーク（FFN）は、1997年5月に結成され、現在約1000人の消防職員が加入しています。本会の目的のひとつが、約15万5千人の消防職員の団結権保障を早期に実現することです。会の中心メンバーは、1995年と1997年にILO本部を訪れ、結社の自由部部長のベルナルド・ジェルニゴン氏に団結権問題について要請しました。

自治労連と消防職員ネットワークは、1998年6月、2000年10月、2002年10月、2004年9月、2005年12月にレポートをILOに提出しています。

### (報告の目的)

2002年11月21日の第285期ILO理事会・結社の自由委員会は、「日本の法制度と慣行がILO87号、98号条約に違反している」として、「公務員制度改革の意義と内容についてすべての関係者と全面的に率直かつ意味のある交渉・協議をすみやかにおこなえ」と勧告しました。この協議には、6項目の検討事項が明記され、その筆頭で「消防職員と監獄職員に自らの選択に基づく団体を設立する権利を与えること」をあげています。

2005年に日本政府は、ILOへの年次報告で、「消防組織が警察組織の一部を構成しているとの主張はとっていない」としながらも、「消防職員の権限は、行政作用としては「警察」に分類できるものもある」としています。ILO87号条約の第9条でいう『警察』とは、警察組織そのものを指しており、消防の権限が「警察」に分類できるかをいっているのではありません。それゆえ、行政上の分類として、日本の消防に警察のような「権限」があると主張する政府見解は、詭弁です。政府が力説する警察のような「権限」を有する行政機関（労働基準監督署、入国管理局、国税局など）でも、

消防職員以外には、団結権が認められています。

自治労連と消防職員ネットワークは、2005年12月にILO事務局長宛に、「日本国における消防職員の団結権保障問題に関する報告」を提出しました。この報告で私たちは、2005年政府年次報告にある「消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正」が同年8月1日に施行されたのを受けて、予想できる問題点を指摘しました。

私たちは今回、以下の点をILOに報告します

私たちは、「消防職員委員会の組織および運営の基準」の一部改定により、消防本部がこの「改善事項」をどの程度履行したかを消防職員ネットワークの役員が所属する8つの消防【川口市消防(埼玉県)、習志野市消防(千葉県)、豊橋市消防(愛知県)、京都市消防(京都府)、宇治市消防(京都府)、東備消防組合(岡山県)、南国市消防(高知県)、北九州市消防(福岡県)】を対象に調査しました。その調査で、このたびの消防職員委員会制度の「改善事項」が消防職員の団結権問題の改善策になつていなことが明らかになりました。

また、岡山県と愛知県で、消防職員が勤務条件等の問題で市当局を訴える裁判が現在、係争中です。これは、消防職員委員会では解決できない問題です。

#### (報告の内容)

##### 1 2006年・消防職員委員会運用状況（別表参照）

###### ①意見募集期間と委員会開催日

政府報告にある「年度前半に開催することを常会とする」とあるように、委員会開催日はいずれの消防本部も年度前半に委員会を開催している。意見募集期間が、10日から半月程度の消防と1か月余りの消防がある。京都市消防局は年間を通じて、職員からの意見を受け付けている。川口市消防本部では、①意見とりまとめ者宛に1週間、消防職員委員会事務局宛に1週間、計2週間受け付けている。また、消防職員委員会事務局宛に郵送でも、意見を受け付けている。この場合、意見受付の最終日の消印があるものまでが有効である。

どこの消防本部でも委員会は年に1回だけの開催である。消防が業務を遂行していく際にさまざまな問題がおきているので、問題にすぐ対応できるように、少なくとも年4回、委員会を開催すべきである。

###### ②意見提出者への審議結果の通知

意見提出者に審議結果を通知した消防は、8つの消防のうち、4つの消防である。東備消防組合では、所属長宛にさえ、審議結果を通知していない。

###### ③審議結果に対する消防長の意見が全職員に周知されたか

東備消防組合と南国市消防本部では、審議結果に対する消防長の意見が出ていない。他の6つの消防では、所属長宛の文書などで全職員に周知された。

###### ④意見取りまとめ者

川口市消防本部と習志野市消防本部では、「意見取りまとめ者」が機能していない。川口市消防本部では、意見取りまとめ者宛にではなく、消防職員委員会事務局宛に意見提出することもできるので、このような現象がおきたと推察できる。

意見取りまとめ者が消防職員委員会事務局に補足説明をしたのは、北九州市消防局だけである。

意見取りまとめ者が、消防職員委員会事務局に同委員会の運用について述べている消防はない。

##### ⑤審議事項外の意見

消防職員委員会制度がスタートしてから、消防組織法第14条の5に規定する内容でないとして、職員から消防職員委員会事務局に提出された意見が事務局の判断で却下されることがたびたびある。たとえば、次のような意見である。(a)消防力の基準に基づき救急隊を2隊増やすこと、(b)重大な労災事故が発生したときにはただちに安全委員会を開催すること、(c)意見提出者が消防職員委員会に出席して、提出した意見の主旨説明や改善点などを述べられるようにすること、(d)消防職員を傍聴できるようにすること、などである。

以上の調査結果から明らかなように、消防職員ネットワークの役員が所属し一定の自主的な活動が行なわれている8つの消防の消防職員委員会でさえ、開催回数や審議結果の通知など形式上も不十分であり、また重要な問題が消防職員委員会で審議対象から除外されているなど消防職員委員会の限界を示しています。

ましてや自主組織のない多くの消防本部における消防職員委員会では、形式的には消防職員委員会が開催されても、管理職の側の一方的な主張・結論が上意下達的に押し付けられているのみで、意思疎通が十分にはかられているとは言いがたい現状ではないかと容易に推測されます。

したがって、「消防職員委員会の組織及び運営の基準」が一部改定されたものの、消防職員委員会が団結権にかわるものではないことは引き続き明らかです。

## 2 消防自主的組織が提訴

2005年9月5日に岡山県の東備消防組合の東備消防職員協議会の2人が岡山地方裁判所に提訴しました。訴状の内容は、おもに未払い賃金の請求、年次休暇申請拒否問題及び自主的組織の会員に対する消防当局の弾圧を問題にしています（この件は05年12月の報告書で報告しました）。

さらに本件係争中の2006年10月26日に、東備消防職員協議会は新たに岡山県人事委員会に勤務条件に関する措置要求をしました。その結果、2007年2月14日、岡山県人事委員会が東備消防組合消防本部に、条例の運用を改善する旨の勧告をおこない、同年3月7日付けで管理者から当協議会に、人事委員会の勧告を尊重する旨の回答がありました。いまだに履行されていません。

また、2006年1月26日に愛知県の稻沢市消防本部の職員43人が未払いになっている夜間手当と時間外勤務手当の支給などを消防当局にもとめて名古屋地方裁判所に提訴しました。当初は愛知県人事委員会に勤務条件に関する措置要求をしようとしましたが、市町村合併により当該当局が解消したために、措置要求の対象相手がいなくなりました。そのため裁判にふみきました。

いずれの裁判も、現在係争中です。この2つの裁判で争点になっている問題は、消防職員委員会では改善されませんでした。他の公務職場では、これらの問題は団体交渉で何度も話し合われ、裁判にいたらず、迅速に解決するのが普通です。

以上から、日本政府がILO87号条約の批准国として、ILO・結社の自由委員会「勧告」に沿った是正措置を取るよう強く働きかけていただくよう要請いたします。

## 消防職員委員会開催状況調査

調査項目 消防本部	意見募集期間	委員会開催日	委員会事務局関連			審議結果
			意見提出者に審議結果を通知したか	審議結果に対する消防長の意見が全職員に周知されたか	意見取りまとめ者について	
北九州市消防	4月17日～5月22日	7月24日	個人宛通知済。	全職員に周知された。	①意見を取りまとめている。 ②補足説明をしている。 ③運用に関して述べていない。	A=1 B=4 C=0 D=9 所属対応1件
東備消防組合	7月19日～8月18日	9月13日	意見提出者はおろか、所属宛さえにも通知等はなし。	消防長の意見が出ていない。	①意見を取りまとめている。 ②補足説明なし。 ③運用に関して述べていない。	B=1
南国市消防	8月8日～8月18日	9月12日	通知なし。	消防長の意見が出ていない。	①意見を取りまとめている。 ②補足説明なし。 ③運用に関して述べていない。	A=11 B=3 C=5
宇治市消防	6月1日～6月16日	8月28日	個人宛通知済。	各所属宛に通知。	①意見を取りまとめている。 ②補足説明なし。 ③運用に関して述べていない。	A=2 B=3 D=1
京都市消防	年間を通じて募集している。ただし、開催日の約2ヶ月前に締め切る。	7月18、19日	個人宛通知済。	全職員に周知された。	①意見を取りまとめている。 ②補足説明なし。 ③運用に関して述べていない。	A=4 B=4 C=1 D=2
豊橋市消防	6月20日～7月20日	9月13、14日	個人宛通知済。	全職員に周知された。	①意見を取りまとめている。 ②補足説明なし。 ③運用に関して述べていない。	A=6 B=8 C=17 D=8
川口市消防	①意見取りまとめ者宛6月13～6月19日 ②総務課宛6月20日～6月26日	7月25日	所属宛に通知。	各所属宛に通知。	①意見を取りまとめていない。 ②補足説明なし。 ③運用に関して述べていない。	B=2 D=3
習志野市消防	5月1日～6月8日	7月11日	所属宛に通知。	各所属宛に通知。	①意見を取りまとめていない。 ②補足説明なし。 ③運用に関して述べていない。	A=4 B=5 D=2

# ファイアーファイターズ・ネットワーク

消防職員ネットワーク事務局  
〒611-0021 京都府宇治市宇治琵琶45-2  
宇治市職員労働組合会  
TEL(0774)22-5653 FAX(0774)23-4960  
http://www.geocities.co.jp/WallStreet-Stock/6542/  
Email:firenet119@yahoo.co.jp

第58号 2010年4月1日発行



団結権のあり方検討会(2010年1月22日)

## 消防職員の団結権のあり方 に関する検討会

### 第1回・第2回開催

#### 消防職員の団結権のあり方に関する 検討会 構成員(五十音順)

座長 小川淳也(おがわじゅんや) 総務大臣政務官  
背山佳世(あおやまかよ) フリーアナウンサー  
荒木尚志(あらきたかし) 東京大学大学院教授  
岡本 博(おかもとひろし) 全日本自治団体労働組合  
書記長  
川田弘二(かわたこうじ)  
菅家一郎(かんけいちろう)  
吉川聰子(きっかわとしこ)  
木村裕士(きむらひろし)  
迫 大助(さこだいすけ)  
下井康史(しもいやすし)  
辻 琢也(つじたくや)  
人羅 格(ひとらただし)  
三浦孝一(みうらたかいいち) 茨城県稲敷郡阿見町長  
福島県会津若松市長  
慶應義塾大学准教授  
日本労働組合総連合会  
総合企画局長  
全国消防職員協議会会長  
新潟大学大学院教授  
一橋大学大学院教授  
毎日新聞社論説委員  
京都市消防局長

#### 消防職員不ツトワークにヒアリング

昨秋の総務大臣発言「消防職員の団結権の付与を検討するよう総務省に指示」を受け、1月から「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」(以下、「団結権のあり方検討会」と記す)が総務省で二度開催されましたので、その概要をお伝えします。

団結権のあり方検討会の第1回が1月22日午後2時から午前10時から正午まで総務省で開かれました。民主党が掲げる政治主導を反映して、検討会の座長には、総務省政務官ほかが検討会委員が訓練の様子や施設を視察しました。あわせて職員との意見交換がありました。

●今後のスケジュール

- 4月、5月に関係者・関係団体へのヒアリング

●夏にこれまでのヒアリング・意見交換等を踏まえて論点整理、意見交換(2回程度)

●秋に、取りまとめに向けた基本的な考え方について意見交換、とりまとめ(2回程度)

今年の秋には報告書がまとめられます。なお、消防職員ネットワークと自治労連へのヒアリングが5月21日に実施予定です。

また、関係団体は10対象あります。自治体関係団体には、全国市長会、全国町村会、全国知事会があります。消防関係団体には、全国消防長会、日本消防協会があります。

3月3日に全国消防長会会長から全国の消防長に対して、「消防職員の団結権付与等に対する意向調査について」というアンケートの依頼が発信されました。回答期限が3月10日でした。この結果がヒアリングで発表されると推察されます。また、3月に全国市長会でもすべての市長に対して「消防職員の団結権に関するアンケート」の依頼がありました。回答はインターネットを利用して行われました。

団結権のあり方検討会の議事録や資料は総務省ホームページに公開されています。



### 管理職手当受給の隊長に時間外勤務手当等は支給されるのか

私は、消防隊の隊長です。現場に出動すれば、私が指揮をとります。管理職手当の支給を受けていますが、夜間に出動しても、時間外勤務手当、夜間勤務手当はもらっていない。祝日に出勤しても休日勤務手当はもらっていない。名古屋高裁で、管理職手当の支給を受けている人も、時間外勤務手当等がもらえるとの判決が出たと聞きましたが、私の場合はもらえるのでしょうか。

この「管理監督者」の意味については、既に判例は確定しており、「経営者と一体的な立場において、労働時間、休憩および休日等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されるような重要な職務と責任、権限を付与され、実際の勤務態様も労働時間等の規制になじまない立場におり、その一方で、賃金等の待遇面で他の一般の従業員に比してその地位に相応しい優遇措置が講じられていることや、自己の労働時間を自ら管理できることから、労基法の労働時間等に関する規制を及ぼさなくてそのままほんにかけるむことはないと考えられる」とあるもの

の「管理監督者」と呼べるのは消防隊の隊長であっても、自分の労働時間を管理されている者は、管理監督者とは言い難いのは明らかでしょう。一般に、消防署で、管理監督者と呼べるのは消防署長や、それに準じる人くらいです。質問の中に出でくる名古屋高裁平成21年11月11日判決は、質問者同様、現場指揮を執っていた管理職手当はもらっていないと明確に結論づけています。そして、彼らに対し、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当の支給を命じて

の「管理監督者にあたるかどうかは、資格や職位の名称などによっては、残業手当を支払わなくてもよいことになります。この定義からすれば、消防隊の隊長であっても、自分の労働時間を管理されてる消防署長や、それに準じる人くらいです。質問の中に出でくる名古屋高裁平成21年11月11日判決は、質問者同様、現場指揮を執っていた管理職手当はもらっていないと明確に結論づけています。そして、彼らに対し、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当を請求できます。給与である以上2年で消滅時効にかかりますので、早く請求した方がよいですよ。

(弁護士 福井 悅子)

(細井郁秀)

### ティーグラウンド 宝物発見

消防職員ネットワーク  
前役員 中村 茂さん



私の住居は、神戸市北区上津台(神戸北プレミアムアウトレットが隣接)で、緑の多い街です。そんな私の家の庭にはティーグラウンドがあります。30m<sup>2</sup>程度ですが素晴らしい芝生に仕上がっています。もちろん孫(結羽)も大事な宝物ですが…。

